

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）

当社は、社会保険労務士や中小企業診断士などの国家資格者と連携し、雇用における企業と転職希望者のミスマッチを解消するために、採用コンサルタントの育成及び職業紹介事業を開拓しています。これまでの経験を踏まえ、私たちはさらなるイノベーションを追求するために、システム開発企業との連携を模索しています。

【目標】 私たちの目標は、日本の労働市場における課題に対処するために、労働法リテラシー教育や労務環境改善のためのツール開発を推進することです。提携企業間、地域の金融機関、行政、学校の連携を通じて、より効果的なソリューションを生み出し、労働者と企業の両者、またこれから社会人となる学生にとってより良い環境を提供することを目指します。

【オープンイノベーションの手法】

1. 共通の目標の確立：当事者間で共通の目標を確立し、労働市場におけるミスマッチの解消に向けて協力します。国家資格者の専門知識とシステム開発企業の技術力を結集し、労働法リテラシー教育や労務環境改善のツール開発に取り組みます。
2. 情報の共有と連携：当事者及び専門家や企業との継続的な情報共有と連携を重視します。労働市場の課題やトレンドに関する情報を共有し、より深い理解を促進します。
3. 共同開発の文化の構築：双方の専門家や企業が共同でアイデアを出し合い、新しいソリューションを共同で開発する文化を醸成します。定期的なミーティングやワークショップを通じて、アイデアの共有とブレインストーミングを行います。
4. 柔軟なアプローチ：新しいアイデアや提案に対してオープンで柔軟な姿勢を持ちます。異なる専門家や企業が持つ視点やアイデアを尊重し、それらを活かしたソリューションを追求します。

【成果の期待】 このオープンイノベーションの取り組みにより、労働法リテラシー教育や労務環境改善のツール開発において、より効果的な成果を生み出すことが期待されます。労働者と企業の双方にとって、より適切な雇用環境が整備され、労働市場全体の健全な発展に貢献することを目指します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

令和6年5月28日

株式会社エルシード

代表取締役 澤部小百合

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。